

小都市いじめ防止基本方針（概要）

策定の意義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、国が定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考に、小都市における全ての学校において、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「小都市いじめ防止基本方針」を定めた。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等に関する考え方

- 1 いじめを生まない教育活動の推進 … 全児童生徒を対象とした未然防止の観点等
- 2 いじめの早期発見の取組の充実 … いじめを訴えやすい体制の充実等
- 3 いじめへの早期対応と継続的指導の充実 … 指導体制の整備や対応能力の向上等
- 4 地域・家庭との積極的連携 … 地域、家庭と連携した対策の推進等
- 5 関係機関との密接な連携 … 警察、児童相談所、法務局等との連携体制の構築等

いじめの防止等の対策

<小都市の施策>

- ◇ 「小都市いじめ防止基本方針」の策定
- ◇ 「小都市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- ◇ 「小都市いじめ防止対策推進条例」による「小都市いじめ防止対策審議会」の設置
- ◇ 学校における組織の設置に対する支援
- ◇ 関係機関との連携

<学校の施策>

- ◇ 「学校いじめ防止基本方針」の策定（法による策定義務）
- ◇ 「学校いじめ防止対策委員会」の設置（法による設置義務）
- ①いじめを生まない教育活動の推進 ②早期発見 ③早期対応 ④教育相談体制の整備
⑤教員研修の充実 ⑥保護者・地域等への働きかけ ⑦適切な学校評価・教員評価

重大事態への対処

- 1 学校は、重大事態*が発生した場合、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
※
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 小都市教育委員会は、学校からの報告を受け、市長へ事態発生について報告する。併せて県教育委員会への報告を行う。
- 3 小都市教育委員会又は学校は、事実関係の明確化及び事態の対処・再発防止のための調査を行う。
- 4 調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供するものとする。
- 5 調査結果の報告を受けた市長は、再調査を行うことができる。